

第3期中期目標期間見込業務実績 自己評価報告書

平成28年6月29日

独立行政法人自動車事故対策機構



目 次

1. 中期目標期間実績見込評価 項目別総括表	1
2. 中期目標期間実績見込評価 項目別評定調書	
（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	
No.1）組織運営の効率化	2
No.2）人材の活用	4
No.3）安全指導業務	7
No.4）療護施設	9
No.5）交通遺児等への生活資金の貸付	11
No.6）業務全般(経費削減)	14
No.7）業務全般(内部統制)	16
（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）	
No.8）安全指導業務	19
No.9）安全指導業務	22
No.10）安全マネジメント制度の浸透・定着	24
No.11）ISO39001の浸透等	26
No.12）療護施設の設置・運営	28
No.13）療護施設の設置・運営	31
No.14）介護料の支給等	33
No.15）交通遺児等への生活資金の貸付	37
No.16）自動車事故被害者等への情報提供・相談対応	39
No.17）自動車アセスメント情報提供業務	42
No.18）自動車アセスメント情報提供業務	44
No.19）自動車アセスメント情報提供業務	48
No.20）自動車事故対策に関する広報活動	50
（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	
No.21）予算、収支計画及び資金計画	52
No.22）施設及び設備に関する計画	54
No.23）人事に関する計画	56

I. 第3期中期目標期間業務実績見込評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	見込評価	期間実績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
安全指導業務	A	B	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○		<u>A</u> ○		No.8) 2.(1)①	
	B	B	B	B		B		No.9) 2.(1) ②、③	
運輸安全マネジメント制度の浸透・定着	B	B	B	B		B		No.10) 2.(1)④	
ISO 道路交通安全委員会の国内審議団体としての活動 等	A	A	B	B		B		No.11) 2.(1) ⑤～⑦	
療護施設の設置・運営	B	B	B	B		A		No.12) 2.(2) ①～⑤	
	B	B	B	B		B		No.13) 2.(2) ⑥～⑧	
介護料の支給等	A	A	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○		<u>A</u> ○		No.14) 2.(3) ①～⑤	
交通遺児等への生活資金の貸付	B	B	B	B		B		No.15) 2.(4) ①、②	
自動車事故被害者等への情報提供・相談対応	B	B	B	B		B		No.16) 2.(5) ①～④	
自動車アセスメント情報提供業務	B	B	B ○	B ○		B ○		No.17) 2.(6) ①、③	
	B	A	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		No.18) 2.(6) ④～⑥	
	B	B	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○		<u>B</u> ○		No.19) 2.(6) ②、⑦	
自動車事故対策に関する広報活動	B	B	B	B		B		No.20) 2.(7)	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成24年度及び平成25年度の評価欄に記載する「A」、「B」は、旧評定「S」、「A」を新たな評定に置き換えたもの。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	見込評価	期間実績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
組織運営の効率化	B	B	B ○	B ○		B ○		No.1) 1.(1)	
人材の活用	B	B	B	B		B		No.2) 1.(2)	
安全指導業務	B	A	B ○	B ○		B ○		No.3) 1.(3)①	
療護施設	B	B	B	B		B		No.4) 1.(3)②	
交通遺児等への生活資金の貸付	B	B	B	B		B		No.5) 1.(3)③	
業務全般（経費削減等）	B	B	B	B		B		No.6) 1.(3)④ ア～ウ	
業務全般（内部統制等）	B	B	B	B		B		No.7) 1.(3)④ エ、オ	
III. 財務内容の改善に関する事項									
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		B		No.21) 3.	
IV. その他の事項									
施設及び設備に関する計画	B	B	B	B		B		No.22) 7.(1)	
人事に関する計画	B	B	B	B		B		No.23) 7.(2)	

2. 中期目標期間(最終年度の実績見込みを含む。)実績評価 項目別評価調書

1-1-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間見込み評価 項目別評価調書(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.1) 1. (1)	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	重要度:高 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.1 組織運営の効率化

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。</p>	<p>全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制見直しの実施。</p> <p>〈評価の視点〉 平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しが確実に図られているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 NASVAの今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し、平成25年度に組織合理化方策を策定した。 平成26年度以降、組織合理化方策の内容に沿って以下の取組を順次実施し、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図った。</p> <p>1)人員配置の見直し(地方) ①「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトを図るとともに、全ての所属職員を被害者援護業務の主担当又は副担当と定めるよう関係規程を改正し体制を整備。 ②支所間の人員シフト 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所(函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各1名減員)から機能強化が必要な主管支所(札幌、仙台、広島、高松、福岡において1~3名増員)への人員シフトを順次実施。 ③被害者支援専門員(コーディネーター)の配置 東京主管支所に加え、名古屋主管支所及び大阪主管支所において被害者支援専門員を各1名増強配置。(既存職員のシフト)</p> <p>2)人員配置の見直し(本部) 自動車アセスメント業務及び被害者援護業務の更なる充実強化に向け、関係規程の改正等を行い、以下の体制を整備。 ・自動車アセスメント部を新設するとともに、企画部安全情報グループを廃止してNCAP技術グループ・NCAP渉外グループを新設 ・自動車アセスメント部の2名増員(総務部、安全指導部からシフト) ・被害者援護部に企画調整グループを新設 ・被害者援護部の1名増員(総務部からシフト)</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B 支所間の人員シフト、本部における自動車アセスメント部の新設及び被害者援護部企画調整グループの新設等、平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った取組を実施するとともに、主管支所等の全ての職員を被害者援護業務の主担当又は副担当に指定したほか、主管支所等の事務に新たに自動車アセスメント業務を追加するといった「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を踏まえた体制強化及び組織合理化を図っており、平成28年度においても着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

--

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評価調査(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.2) 1. (2)	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.2 人材の活用

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。	産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 ・資格取得等による人材の有効活用 ・研修の充実等 ・「NASVA人材育成方針」の策定等</p> <p>〈評価の視点〉 人材の有効活用、職員の資質向上に向けた取組が適切になされているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 職員の能力開発の促進、組織の活性化に向け、以下のような人材育成と職員の資質向上に取り組んだ。</p> <p>1) 人材育成、人材の有効活用等 ・産業カウンセラー資格を取得した職員にカウンセラー資格要件研修を実施し、適性診断業務に配置。 ・介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)受講者を被害者援護業務に配置。 ・社会福祉主事任用資格者の経験者採用、国・民間との人事交流促進等、幅広い視野と経験を有する人材の育成。 ・勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤労手当及び定期昇給の判定に反映。</p> <p>2) 研修の充実、職員の資質向上等 ①指導講習業務における講師の育成強化 ・第一種講師要件の一つである運行管理者資格者証の取得のための基礎講習の実施。 ・運行管理者指導講習の講師として必要な知識の習得のための第一種講師資格要件研修の実施。 ・飲酒が体に及ぼす影響等の専門講師を育成するための「ASK(アルコール薬物問題全国市民団体)飲酒運転防止インストラクター養成講座」の受講。 ②安全マネジメント業務の充実に向けた対応 ・安全マネジメント業務を新たに担当する職員への安全マネジメント担当者研修のほか、安全マネジメント関係講習会講師としての力量向上等を目的とした研修の実施。 ・安全マネジメントコンサルティング業務を新たに担当する職員へのアドバイザー資格研修のほか、アドバイザーの資質向上を図るためのスキルアップ研修の実施。 ③被害者援護業務の質的向上に向けた取組み ・採用職員研修で臨床心理士による講義と交通遺児保護者による講話を実施。家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心情を理解するための講義を実施。 ・これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理の対象者を職員、非常勤職員等に拡大。 ④ISOコンサルタントの養成 ・ISOコンサルタント育成に向けたコンサルタント候補者への外部のISO 9001基礎研修及びISO 9001審査員補研修の受講。本部でのISO 39001解説研修の実施。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISOの基本的な考え方及びISO審査実務の理解並びにISO 39001規格要求事項の詳細とコンサルティング業務</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化するためNASVA人材育成方針を策定し、全職員への周知を図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、平成28年度においても着実に実施する見込みであることから中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

No.2 人材の活用

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>の知識を習得。</p> <p>⑤各主管支所等の経理事務に携わる職員への会計事務及び財務・会計システム研修の実施。</p> <p>⑥新規採用職員研修、中堅職員(アシスタントマネージャー級、チーフ級)、新任マネージャーへの階層別研修の実施。</p> <p>⑦被害者援護業務と安全指導業務との連携の推進 ・主管支所マネージャー(適性診断担当)会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を実施。 ・「被害者援護促進の日」を活用して、組織としての被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施</p> <p>3)NASVA人材育成方針を策定・周知し、人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化。</p>	

4. その他参考情報

--

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評定調書(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.3) 1. (3)①	業務運営の効率化 安全指導業務		
当該項目の重要度、難易度	重要度:高 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
指導講習業務 インターネット予約率 (利用者数)	・中期目標期間最終年度 :60%以上 ・平成27年度 :80%以上	18.0% (24,711人)	52.5% (73,345人)	77.3% (103,964人)	84.5% (109,949人)	88.7% (121,331人)	60.0%以上	○平成27年度計画では、中期計画を上回る80%以上の目標を設定。 ○平成27年度実績において中期の目標値を上回る実績を達成。
適性診断業務 インターネット予約率 (利用者数)	・中期目標期間最終年度 :60%以上 ・平成27年度 :55%以上	18.4% (57,978人)	32.1% (102,868人)	54.0% (168,975人)	67.2% (209,716人)	72.8% (232,305人)	60.0%以上	○平成27年度実績において中期の目標値を上回る実績を達成。
一般診断の支所外受診率 (支所外受診者数)	・中期目標期間最終年度 :50%以上 ・平成27年度 :49%以上	42.5% (108,740人)	47.4% (124,904人)	49.9% (126,398人)	51.6% (131,320人)	50.9% (125,590人)	50.0%以上	○平成27年度実績において中期の目標値を上回る実績を達成。

No.3 安全指導業務

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。	ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。 これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。 (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 (注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。	<p>〈主な定量的指標〉 指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合をそれぞれ60%以上。 支所以外での受診者の割合を50%以上。</p> <p>〈その他の指標〉 なし</p> <p>〈評価の視点〉 支所における受付業務の省力化に向け、各定量的指標の達成が、積極的な取組によりなされているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 以下のような取組により、インターネット予約率及び支所外一般診断受診率を向上させ、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少したほか、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務の効率化が図られた。</p> <p>1) インターネット予約の促進 ・指導講習会開催時にインターネット予約の方法や利便性について説明。「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブを強調した。 ・指導講習・適性診断の電話受けの際にインターネット予約の利便性について説明。実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなど対応した。 ・こうした取組により、インターネット予約率は向上し続け、平成27年度には指導講習88.7%、適性診断は72.8%とすでに目標値を達成した。</p> <p>2) 支所以外での一般診断受診の促進 ・契約事業者及び貸出機器の利用を促進した。 ・契約事業者に対しては、ナスパネット利用によるメリット(自社において24時間いつでも適性診断が受診できること、過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること等)の情報を提供した。 ・こうした取組により、支所外一般診断の受診者の割合は向上し続け、平成27年度には50.9%とすでに目標値を達成した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B インターネット予約率及び一般診断の支所外受診率ともに計画値を上回っていることのみならず、期間中に達成した実績を踏まえ、平成27年度及び平成28年度の指導講習の予約率については、中期計画の目標値を上回る80%と高い数値を敢えて設定することにより一層の効率化を進めており、平成28年度においても着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評価調書(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.4) 1. (3)②	業務運営の効率化 療護施設		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
療護センターが保有する高度先進医療機器について、年間10,000件程度の外部検査受け入れ	同	10,331件	11,385件	11,335件	11,898件	11,339件	10,000件以上	—
外部検査収入	—	186百万円	195百万円	196百万円	192百万円	168百万円	同程度	—

No.4 療護施設

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>ア. 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。</p>	<p>ア. 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。 (注3)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 年間10,000件程度の外部検査の実施。</p> <p>〈その他の指標〉 ・タスクフォースによる外部評価の実施、その結果公表 ・必要な医療水準を維持しつつ療護センターのコスト削減。</p> <p>〈評価の視点〉 必要な医療水準を維持しつつ運営委託費のコスト削減が図られているか。また、年間10,000件程度の外部検査の受け入れがなされているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 療護センターの医療水準及びコスト水準等の実績について、毎年度、タスクフォースを開催し、適正な医療水準を確保した運営経費の節減、患者家族への支援等のサービス水準の向上に関する取組について外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <p>運営委託費のコスト要因について、毎年度、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を実施し、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請を行う等コスト削減に努めた。</p> <p>外部検査の受託について、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、下記のとおり毎年度、10,000件を上回る外部検査を受託し、地域医療への貢献を果たしてきた。また、これに伴い平成27年度までに751百万円の自己収入を確保した。</p> <p>【外部検査受託件数】 平成24年度 11,385件 平成25年度 11,335件 平成26年度 11,898件 平成27年度 11,339件</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 運営委託費のコスト削減に努めるとともに、平成24年度から27年度まで毎年10,000件以上の外部検査の受入を達成しており、平成28年度においても着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評定調査(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.5) 1. (3)③	業務運営の効率化 交通遺児等への生活資金の貸付		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
債権回収率90%以上 確保	中期目標期間の年度毎 に回収率90%以上を確 保	91%	91%	90%	90%	92%	90%以上	

No.5 交通遺児等への生活資金の貸付

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>ア. 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。</p> <p>イ. 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。</p> <p>ウ. このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。</p> <p>(i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握</p> <p>(ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底</p> <p>(iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化</p> <p>(iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減</p> <p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ. 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。</p> <p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとしします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 生活資金貸付債権の回収率90%以上。</p> <p>〈その他の指標〉 ・債権管理委員会における貸付債権の評価の実施。適正な引当金の計上、その結果の公表。 ・貸付制度の周知徹底。 ・債権管理・回収の一層の強化。</p> <p>〈評価の視点〉 債権回収率が90%以上確保されているか。貸付制度の周知のほか適切な債権管理・回収に向けた取組がなされているか。支援のあり方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかについて、検討・見直しは行っているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 ア. 適正な債権管理と債権回収率90%以上の確保に向け、以下のような取組を実施した。 1) 延滞金減免制度の導入や適正な返還を促進させるため、貸付利用者が満20歳に達した時に、貸付利用の事実を貸付利用者本人に伝えることを盛り込んだ規程改正を行った。 2) 貸付利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行うため、債権管理規程に基づき債権を分類して早期折衝に取り組んだ。 3) 精神的支援として推進している「友の会」活動により、会員とNASVAとの結びつきが深まり、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながる事が理解された。</p> <p>イ. 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について毎年度審議し、その結果についてホームページで公表した。</p> <p>ウ. 平成24年度に貸付の減少要因の分析及び需要の把握、債権管理・回収コストの要因分析を行い、その結果をもとに国交省等と検討会を開催し、今後の貸付業務のあり方を「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」として取りまとめを行い、これに基づき以下の取組を実施した。 1) 貸付制度の周知徹底 ・本部において損害保険協会等に対する強力な周知依頼を行うとともに、主管支所等による市町村に対する広報誌掲載等への働きかけにより、広報誌への掲載やNASVA広報動画の放送等が行われた。 ・交通遺児等支援担当者(学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会、「自助グループ運営・連絡会議」、「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム等、内閣府主催の各種会議の場を活用し、貸付制度の周知を実施した。 ・一般向け周知活動として、『ナスバギャラリー-IN東京』を東京メトロの駅構内において開催し、交通遺児等による書道コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品の展示により、介護料受給者(自動車事故により重度後遺障害を負った方)、交通遺児等(保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童)の支援について情報を発信した。</p> <p>2) 債権管理・回収の強化及びコスト削減 延滞のある債務者に対して、折衝率を定めて早期</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B 貸付の減少要因の分析及び需要の把握、債権管理・回収コストの要因分析を行った上、国交省等との検討会において今後の貸付制度のあり方について検討を重ね、その取りまとめに基づき、貸付制度の一層の周知、債権回収強化の一環としてコンビニエンスストアを活用した返還収納の開始、貸付金額及び回収期間の弾力的運営に向けた制度改正等を順次実施したほか、早期折衝の徹底等により、毎年度90%以上の回収率を維持するとともに、真に債権管理に必要な人員配置を見直し、当業務のコスト削減を図っており、平成28年度においても着実に実施する見込みであることから、中期計画の当初の目的を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

No.5 交通遺児等への生活資金の貸付

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>折衝を行うとともに、平成26年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られ、貸倒懸念債権額が各年度前年度に比べ減少した。さらに、事故対策事業推進員の適正配置を進め、10名分のコストを削減した。</p> <p>エ. 利用者ニーズを踏まえた制度の実施に向け、貸付金額2万円を2万円以内に、また、貸付金回収期間20年固定から原則20年とするほか、延滞金減免制度の導入など必要に応じた規程改正を行った。</p>	

4. その他参考情報

--

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評定調書(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.6) 1. (3)④ ア～ウ	業務運営の効率化 業務全般(経費削減等)		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費について、平成25年度予算の3%相当額を削減	一般管理費について、中期目標期間最終年度までに平成23年度比で15%以上削除	一般管理費について、平成18年度比で20%削除	平成23年度予算の8.8%削減 (▲29百万円)	平成24年度予算の8.4%削減 (▲40百万円)	平成25年度予算の8.1%削減 (▲36百万円)	平成26年度予算の7.9%削減 (▲34百万円)	平成23年度予算の15%以上削減 (▲86百万円)	—
業務経費について、平成25年度予算の2%相当額を削減	業務経費について、中期目標期間最終年度までに平成23年度比で10%以上削除	業務経費について、平成18年度比で24%削除	平成23年度予算の2.4%削減 (▲101百万円)	平成24年度予算の2.2%削減 (▲69百万円)	平成25年度予算の2.2%削減 (▲74百万円)	平成26年度予算の2.6%削減 (▲95百万円)	平成23年度予算の10%以上削減 (▲326百万円)	—

No.6 業務全般(経費削減等)ア～ウ

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>ア. 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。</p> <p>イ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>ア. 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ. 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p><主な定量的指標> 一般管理費について中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減。業務経費について中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減。</p> <p><その他の指標> ・平成25年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性を確保。</p> <p><評価の視点> 定量的指標が確実に達成されているか。契約手続きについて競争性及び透明性が確保されているか。</p>	<p><主な業務実績> 業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方針に基づき経費削減に積極的に取り組み、毎年度、前年度予算に対し▲3%削減とする計画を上回る経費削減を続け、平成23年度比で15%以上の削減を達成した。</p> <p>業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方針に基づき経費削減に積極的に取り組み、毎年度、前年度予算に対し▲2%削減とする計画を上回る経費削減を続け、平成23年度比で10%以上の削減を達成した。</p> <p>・平成26年度までは、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」(平成21年12月15日付理事長達(経理)第23号)により、一般競争入札、競争性のある随意契約、競争性のない随意契約のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載した。</p> <p>・また、平成27年度以降は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、調達等合理化計画を策定。同計画に則り、企画競争による場合の事前検証の徹底、一者応札の見直し、調達グループを超えた一括調達、障害者就労施設等からの調達に重点的に取り組んだのほか、調達に関するガバナンスの徹底に取り組むとともに、計画策定・実施・自己評価・次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 毎年度の計画に則り一般管理費及び業務経費の削減を図っているほか、外部有識者からなる契約監視委員会の開催、平成27年度から策定している調達等合理化計画に基づき、契約の公正性・透明性の確保等、業務運営の効率化及び契約の適正化を着実に実施している。平成23年度比で一般管理費15%以上、業務経費10%以上の削減を達成する見込みであり、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評価調査(Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.7) 1. (3)④ エ、オ	業務運営の効率化 業務全般(内部統制等)		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.7 業務全般(内部統制等)エ、オ

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>ウ. 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>エ. 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進。</p> <p><評価の視点> 内部統制の整備が計画に則って適切になされているか。</p>	<p><主な業務実績> 内部統制の更なる充実・強化、情報セキュリティ対策の推進に向け、以下の取組を実施した。</p> <p>1)平成25年4月に新たな業務運営方針(NASVAWAY2013)を冊子にまとめ、全役職員に配布し、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で行動指針の唱和を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>2)業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査及び監事監査を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制推進状況のモニタリングを実施した。</p> <p>3)業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。</p> <p>4)更に、平成27年4月の改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の開催、内部監査室の新設、内部通報制度の創設等、内部統制の一層の充実・強化を図った。また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万善を期すために、基幹ネットワークのシステム改修及びホームページの不正アクセス等に対する遮断システムの導入等、情報セキュリティ確保対策及び保有個人情報管理の適切な管理対策を実施した。</p> <p>なお、平成27年度においては、適性診断用貸出機器からの適性診断票誤印刷、第三者へのFAX誤送信、メールアドレスの誤送信等の事案が発生したところであるが、これらの発生を受け、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を策定し</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 新たな業務運営方針(NASVAWAY2013)の策定・共有化の徹底、理事会の場を活用した中期計画・年度計画の進捗管理、会計内部監査及び監事監査を通じた業務運営状況や内部統制状況のモニタリングの実施のほか、組織内イントラネットや電子メールの活用による組織内の情報共有の推進等、内部統制を充実させている。</p> <p>さらに、内部統制システムに係る業務方法書を始めとする内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部監査室、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程を整備し、内部統制委員会を始めとする各委員会の開催、内部監査室の新設等、内部統制の一層の充実・強化を図るとともに、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策やホームページへの不正アクセス等に対する遮断システムの導入等、政府方針を踏まえた情報セキュリティ対策の強化に取り組んでおり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

No.7 業務全般(内部統制等)エ、オ

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>全役職員に周知徹底を図るとともに、各主管支所内の緊急ミーティングの実施、臨時主管支所長会議の開催のほか、6月・7月を「情報セキュリティ・個人情報保護強化月間」として指定し、職員一人一人に保有個人情報の漏えいに対する重大性を強く認識させる等の再発防止に取り組んだ。</p>	
4. その他参考情報				

1-1-4-1 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評定調査（Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.8) 2. (1)①	安全指導業務 ・民間と協同した安全指導業務 ・民間団体等の認定取得支援 ・民間参入促進に係る取組方策の実施		
		当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)	
当該項目の重要性、難易度	重要性:高 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。 難易度:高 民間参入の促進は、自動車運送事業者団体等に参入意思を有するよう働きかけすることが、実績を上げる要となるため。		

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
指導講習受講者数	—	—	142,341人	136,970人	132,372人	130,298人	減少見込み
適性診断受診者数	—	—	461,733人	455,561人	459,164人	461,138人	微増見込み
指導講習教材頒布数	—	—	19者に頒布	19者に 4,722冊 頒布	37者に 13,801冊 頒布	51者に 26,663冊 頒布	増加見込み
講習講師要件研修参加者数	—	—	53者82人	51者82人	58者96人	61者117人	増加見込み
i-NATS提供台数	—	—	14者に提供	27者に 103台提供	34者に 159台提供	46者に 204台提供	増加見込み
カウンセラー要件研修参加者数	—	—	24者34人	12者18人	33者42人	33者49人	増加見込み
指導講習民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	7者	27者	40者	60者	増加見込み
適性診断民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	14者	37者	45者	55者	増加見込み
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		
予算額(千円)	—	—	—	—	—		
決算額(千円) 注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	2,713,824		
経常費用(千円) 注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,377,250		
経常利益(千円) 注1～注3	△ 2,738	2,694	1,940	2,639	177		
行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—		
従事人員数 注4	309	309	309	309	309		

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額(安全指導業務全体の実績額)を記載。
 注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.8・民間と協同した安全指導業務

- ・民間団体等の認定取得支援
- ・民間参入促進に係る取組方策の実施

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点を置いて、民間参入を促進することとされていること、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとされていること等を踏まえ、安全指導業務から被害者援護業務及び自動車アセスメント業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、以下の取組を進める。</p> <p>①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定する。</p> <p>あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>	<p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 ・民間団体等の認定取得への支援。 ・平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿った取組方策の策定し、その取組の着実な実行。</p> <p>〈評価の視点〉 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。民間参入促進のための工程表に沿った取組がなされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 ユニバーサルサービスを確保しつつ、指導講習及び適性診断の安全指導業務を実施するとともに、平成24年度に国と連携して民間団体等に対して実施した民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、民間参入促進に向けた以下の認定取得支援の取組を実施した。</p> <p>1)「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務(適性診断及び指導講習)への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び「民間参入についての分かりやすいDVD」をNASVAホームページへ掲載し、民間参入に関する情報を提供した。</p> <p>2)認定取得に必要な要件研修(第一種講師資格要件研修、第一種カウンセラー資格要件研修)を実施した。</p> <p>3)指導講習テキスト、ナスバネットを提供した。</p> <p>4)平成25年度に国が策定した民間参入促進のための工程表(ロードマップ)を踏まえ、民間参入に係る取組方策を各主管支所長に指示するとともに、ロードマップでは本来平成27年度からの取組である大規模及び中小規模の県トラック協会等に対するNASVAとの協働による参入の提案を前倒しで実施した。</p> <p>こうした参入支援に向けたナスバならではの取組は、参入を望む事業者等からの評価も高く、今中期期間における実績が以下のとおり大きく向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習講師要件研修参加者数:(H24年度)53者82名 →(H27年度)61者117名(参加者数1.42倍) ・指導講習教材頒布数:(H25年度)19者4,722冊→(H27年度)51者26,663冊(頒布数5.64倍) ・カウンセラー要件研修参加者数:(H24年度)24者34名 →(H27年度)33者49名(参加者数1.44倍) ・ナスバネット提供台数:(H25年度)27者103台→(H27年度)46者204台(提供台数1.98倍) ・特にナスバならではの取組である協働による参入の働きかけに対し、平成27年度で中規模団体等2団体が協働参入、さらに大規模団体も協働参入(見込み)。 <p>以上の取組により、平成24年度末では、指導講習業務への参入事業者7者、適性診断業務への参入</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:A 民間参入の障壁となる要因分析の結果を踏まえ、HPへの民間参入に関する情報提供、認定取得に必要な要件研修の実施、指導講習テキストの頒布、診断機器ナスバネットの提供といったナスバならではの認定取得の支援に的確に取り組んでいる。</p> <p>その取組の実績については、数値目標こそ設定していないものの、1.4倍～5倍以上も延びており、評価基準において規定されている定量的指標の判断基準120%という要件に鑑みても、非常に高い実績に達しているものと考えられる。</p> <p>さらに、大規模及び中小規模団体等への協働による参入の提案については、工程表を前倒しで実施してきた結果、大規模団体等のナスバとの協働による参入を早々に実現させているところである。</p> <p>これらの取組により、まさに民間参入の流れが加速するに至り、参入事業者数も大幅に増加している状況であり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みで中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る成果も見受けられるものと判断しA評価とするものである。</p>

- No.8・民間と協同した安全指導業務**
- ・民間団体等の認定取得支援
 - ・民間参入促進に係る取組方策の実施

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			事業者10者であった民間参入実績が、平成27年度末においては、指導講習業務60者(8.5倍)、適性診断業務55者(7.8倍)と大幅に増加するに至っている。	

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法 中期目標期間見込み評価 項目別評価調査（Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.9) 2. (1)②、③	安全指導業務 ・指導講習教材の改訂 ・被害者援護業務等との連携 ・評価度4.0以上		
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
①主要なアウトプット(アウトカム)情報													
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
指導講習受講者からの 評価度	中期目標期間の年 度毎に4.0以上	4.44	4.51	4.53	4.48	4.48	4.0以上	予算額(千円)	—	—	—	—	—
適性診断受診者からの 評価度	中期目標期間の年 度毎に4.0以上	4.16	4.39	4.40	4.34	4.39	4.0以上	決算額(千円) 注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	2,713,824
自動車運送事業者からの 評価度	中期目標期間の年 度毎に4.0以上	4.18	4.28	4.29	4.35	4.36	4.0以上	経常費用(千 円) 注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,377,250
								経常利益(千 円) 注1～注3	△ 2,738	2,694	1,940	2,639	177
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309

- 注1) 当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額(安全指導業務全体の実績額)を記載。
 注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3) 平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.9・指導講習教材の改訂
・被疑者援護業務等との連携
・評価度4.0以上

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>①安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定する。 あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>	<p>②安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 安全対策への支援効果に対する評価度4.0以上</p> <p>〈その他の指標〉 ・これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善。</p> <p>〈評価の視点〉 指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善がなされているか。定量的指標が達成されているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 自動車運送事業者が適性診断結果を活用して運転者教育を行いやすいよう、また、運行管理者等が点呼の際にドライバーに対して適性診断結果の注意点を適切にアドバイスできるよう、適性診断票に要点をまとめたページを作成するなどの改善を図るとともに、慶応大学医学部等により結成されている「ドライアイ研究会」が行うドライバーに対するドライアイの測定調査に協力し、事故惹起者及び高齢ドライバーにおけるドライアイのデータと適性診断データの関連性の有効活用について検討を行うといった知見の活用を図りつつ、指導講習教材においては、運行管理者等に最新の情報を提供するため、常に関係法令の改正動向等を把握し最新情報を掲載してきたほか、交通事故被害者について運転者の意識を高めるため、被害者援護業務の取組を一般講習テキストに掲載する等、内容の充実・改善を恒常的に実施した。</p> <p>4.0以上の評価を毎年度得た。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B これまで蓄積した知見等を幅広く活用した取組を進めるとともに、指導講習及び適性診断の内容の充実・改善を恒常的に実施しており、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調査 (I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当務及び事業に関する基本情報			
No.10) 2. (1)④	安全マネジメント制度の浸透・定着		
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
安全マネジメント評価	—	—	20事業者	18事業者	12事業者	13事業者	同程度
安全マネジメント コンサルティング	—	—	49件	31件	25件	33件	同程度
安全マネジメント 講師派遣	—	—	479件	448件	461件	498件	同程度
安全マネジメント ガイドライン講習会 実施回数、参加人数	—	—	87回 2,395人	85回 2,114人	96回 3,015人	91回 2,242人	同程度
安全マネジメント リスク管理講習会 実施回数、参加人数	—	—	64回 1,130人	58回 844人	66回 1,275人	73回 1,181人	同程度
安全マネジメント 内部監査講習会 実施回数、参加人数	—	—	52回 720人	50回 758人	55回 995人	61回 931人	同程度
安全マネジメントセミナー 参加人数	—	—	822人	711人	1,034人	1,117人	同程度

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
予算額(千円)	—	—	—	—	—
決算額(千円) 注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	2,713,824
経常費用(千円) 注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,377,250
経常利益(千円) 注1～注3	△ 2,738	2,694	1,940	2,639	177
行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額(安全指導業務全体の実績額)を記載。
 注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.10安全マネジメント制度の浸透・定着

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>②運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>	<p>④事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着。</p> <p>〈評価の視点〉 安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が的確になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 中小規模の運送事業者を中心に全国幅広く安全マネジメント制度の浸透・定着を図り、体制の構築、改善を支援するため、ナスバの全国支所体制を活用し、安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメント講習会、(本部)安全マネジメントセミナー等を実施した。</p> <p>特に、安全マネジメント講習会については、平成26年度からは新たに国交省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、受講者数が過去最高に至ったほか、本部主催の安全マネジメントセミナーについても、9回目の開催となる平成26年度に来場者が初めて1千人(1,034人)を超え、さらに10回目記念の27年度には1,117人と過去最高を記録する等、安全マネジメント制度の浸透・定着を大きく促進させた。</p> <p>また、安全指導業務において蓄積した知見等も活用し作成した講習会用の教材を、事業所で使用できるよう危険予知トレーニング教材「KYT」を作成・頒布し、事業者からの評判が高かったため、さらなる充実・強化を図り、「KYT-Ⅱ」「KYT-Ⅲ」「KYT-Ⅳ」と新たに順次作成・頒布した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 全国に支所を有する体制を活用し、国の取組を補完するため、安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメント講習会、(本部)安全マネジメントセミナー等を積極的に実施しており、特にナスバならではの取組である安全マネジメントセミナーにおいては、10回目の開催となった平成27年度に過去最高の来場者を記録する等、安全マネジメント制度の浸透・定着を大きく促進させているほか、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用した教材を継続的に作成・頒布を続ける等、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図っており、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>
4. その他参考情報				

1-1-4-1 中期目標管理法 中期間見込み評価 項目別評価調書 (I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.11	2. (1)⑤~⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO道路交通安全委員会の国内審議団体としての活動 ・N-RTS認定・スキームの立ち上げ、運用の確保 ・ISO39001の浸透 	当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度		—	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
—	—	—	—	—	—	—	—	予算額(千円)	—	—	—	—	—
								決算額(千円) 注1~注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,643,261	2,713,824
								経常費用(千円) 注1~注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,377,250
								経常利益(千円) 注1~注3	△ 2,738	2,694	1,940	2,639	177
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309

- 注1) 当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額(安全指導業務全体の実績額)を記載。
 注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3) 平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.11・ISO道路交通安全委員会の国内審議団体としての活動

- ・N-RTS認定・スキームの立ち上げ、運用の確保
- ・ISO39001の浸透

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>②運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>	<p>⑤国際標準化機構(ISO)の道路交通安全委員会(PC241)において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 国際標準化機構(ISO)の道路交通安全委員会の国内審議団体としての活動。</p> <p>〈評価の視点〉 道路交通安全マネジメント浸透に向けた取組が適切になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の国内審議委員会の事務局として、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき、ISO39001に関する情報収集及び国内の意見集約、関連規格の作成及びその運用を行い、国内の道路交通安全の向上に寄与するため、以下の活動を実施した。 1)ISO39001の規格開発に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報収集及び国内意見の集約を行うとともに、国際会議等に職員を派遣し、ISO39001に関する情報を収集した。 2)ISO39001を運送事業者等で適切に運用していくための規格解説本のほか、ISO39001の更なる普及・啓発のため、認証取得の効果等を伝えるISO39001紹介DVDを製作した。 また、ISO39001を運送事業者等に浸透させるため、以下の取組により普及・広報活動を実施した。 1)安全マネジメントセミナー、安全マネジメント講習会及び各種業界団体が開催するセミナーや研修会において、ISO39001開発の経緯及び概要を説明。 2)ISO39001体制構築支援コンサルティングを実施。 3)東京、大阪、名古屋ほか主要6都市でISO 39001の更なる普及を目的とした「ISO 39001紹介セミナー」を開催。 さらに、平成26年8月、ISO関係機関と検討し、法規制やインフラ整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策として、ISO39001に関する追加要求事項「N-RTSマネジメントシステム」を発行し、同スキームの的確な運用・定着に向けた取組を開始した。</p> <p>以上のような取組の効果もあり、ISO39001を取得した事業者数は、平成24年度末14者であったものが、平成27年度末には132者と大きく広がっている。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B ISO39001の国内審議委員会の事務局として、情報収集や国内意見集約、関連規格の作成及びその運用を行うとともに、法規制やインフラ整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策として「N-RTSマネジメントシステム」を発行し、同スキームの的確な運用・定着に向けた取組を開始する等、ISO39001の普及、浸透に向け取り組んでおり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

--

1-1-4-1 中期目標管理法人 中期期間見込み評価 項目別評定調査（I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.12	2. (2)①～⑤	療養施設の設置・運営①～⑤	
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度		—	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	
遷延性意識障害からの 脱却者数19人以上	中期目標期間の最終年 度までに遷延性意識障 害からの脱却者数を95 人以上	前中期目標期間中 の脱却者数88人	28人	30人	21人	20人	19人 以上	予算額(千円)	—	—	—	—	—	
								決算額(千円) 注1～注3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	3,428,798	
								経常費用(千円) 注1～注3	2,908,890	3,241,032	3,279,712	3,295,184	3,442,072	
								経常利益(千円) 注1～注3	289	4,013	4,232	4,232	1,999	
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—	
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309	

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療養業務」の実績額を記載。

注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。

注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.12療護施設の設置・運営①～⑤

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>機構は、自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。</p> <p>①療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>②療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。</p> <p>③病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設(療護センター及び委託病床)の周知を徹底する。</p> <p>④療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。</p>	<p>①療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注4)、プライマリーナーシング(注5)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>②療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>③委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。</p> <p>④療護施設(療護センター及び委託病床)においては、上記①から③までにより治療効果高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害)からの脱却(注6)者数を95人以上とします。(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p> <p>⑤病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設(療護センター及び委託病床)の確実かつ効果的な周知を行います。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 遷延性意識障害からの脱却者数を95人以上</p> <p>〈その他の指標〉 療護施設の設置・運営に関する取り組み</p> <p>〈評価の視点〉 療護施設の運営が計画に則り適切になされているか。関東西部地区における新たな委託病床の選定に向けた取組が確実になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 医療技術や看護技術等の開発・向上のため、毎年度、以下の取組により質の高い治療・看護を実施した。</p> <p>1)各療護センターにおいて、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。</p> <p>2)医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取組を実施。 ・「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器を順次整備。 ・また、老朽化してきた療護センターの施設について、計画的な修繕を行うため中長期修繕計画を策定。 ・療護センターの知見・ノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携による日本意識障害学会等における共同研究発表。 ・高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材育成と地域医療の充実に貢献。 ・入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。</p> <p>3)「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)を用いた治療改善度を毎年度公表。その分析の結果、ナスバスコア平均値減少のほか、重症度別の分析のいずれも平均値が減少するなど治療改善効果を確認。</p> <p>4)入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、入院患者の治療改善効果の更なる向上のため、この結果を過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用。</p> <p>5)療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:A 療護センターにおいて、高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用等、きめ細かく質の高い看護を実施し、委託病床においても、運営方針や治療技術等の各種情報の共有化を図り、質の高い治療・看護に取り組んでいる。</p> <p>さらに、温浴刺激療法やバランスボールを使用した軽運動等により、関節拘縮等の改善に効果的な新しい看護手法である「療護看護プログラム」(新看護プログラム)について、効果の検証・分析を行い、本格的な導入を開始しただけではなく、その一層の定着に向けた取組も開始したほか、一部の療護施設においては、自立動作支援ロボットスーツ「HAL」を試験的に導入し、起立・立位保持訓練の効率化を図る等、新たな独自の取組も進めているところである。 なお、質の高い治療・看護の取組により、脱却者数については、平成27年度末時点で99人に達しており、平成28年度においても年度計画の19人以上を達成することが見込まれることから、中期期間合計で118人に至り、目標95人以上の120%(114人)を上回る見込みである。</p> <p>また、新たな委託病床の設置については、近畿地区は平成25年から、関東西部地区は平成28年度から開設している。</p> <p>以上のとおり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る成果も見受けられるものと判断しA評定とするものである。</p>

No.12療護施設の設置・運営①～⑤

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>安楽な在宅介護を実践できること等を目的に7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、療護看護プログラム(新看護プログラム)を順次実施したのみならず、日本ヒューマン・ナーシング研究学会及び日本脳神経看護研究学会の「意識障害・寝たきり(廃用症候群)患者の生活行動回復看護(NICD)研修」に、各療護施設から派遣して、技術の向上を図るとともに、一層の定着に向け、療護看護プログラムの教育用マニュアルを策定。</p> <p>6)在宅介護への移行をスムーズに行うためには、より効果的に機能回復を行うためのリハビリが重要であることから、在宅介護に向けた効果的な訓練が可能となる浴室セットや歩行者訓練用階段等のリハビリ機器を平成28年度に導入する予定。</p> <p>7)また、東北療護センターでは、患者家族の強い希望により試験的にロボットスーツHALを一台導入し、リハビリで活用。</p> <p>療護施設機能一部委託病床において、療護センター長等会議、MSW担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、リハビリ担当者連絡会議等に各病院長、担当者等が毎年度出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。</p> <p>近畿地区については、平成24年度に泉大津市立病院(大阪府泉大津市)に委託先を決定し、平成25年1月から開設。また、関東西部地区については、平成27年度に湘南東部総合病院(神奈川県茅ヶ崎市)に委託先を決定し、平成28年5月から事業開始した。</p> <p>また、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討を進めている。</p> <p>各療護施設における充実した治療・看護の取組により、平成27年度末時点で99人が脱却。</p>	

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法人 中期期間見込み評価 項目別評価調査(Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.13	2. (2)⑥～⑧	療護施設の設置・運営⑥～⑧	
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
日本脳神経学会等における 研究発表を31件以上	中期目標期間の年度毎 に日本脳神経学会等 における研究発表を31件 以上	前中期目標期間 平均31件	36件	33件	35件	31件	31件 以上	予算額(千円)	—	—	—	—	—
短期入院協力病院等のス タッフへの研修実施実績	—	14病院 19人	17病院 28人	21病院 2施設 32人	21病院 2施設 37人	24病院 5施設 50人	同程度	決算額(千円) 注1～注3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	3,428,798
療護施設におけるMSWに よる相談対応件数	—	—	10,132件	10,911件	9,969件	10,692件	同程度	経常費用(千円) 注1～注3	2,908,890	3,241,032	3,279,712	3,295,184	3,442,072
								経常利益(千円) 注1～注3	289	4,013	4,232	4,232	1,999
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の
実績額を記載。

注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は
事業損益を記載。

注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に
切り分けたもの。

注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられない
ため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を
差し引いた人数を記載。

No.13療護施設の設置・運営⑥～⑧

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
④療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。	⑥療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー(注7)等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。	<p>〈主な定量的指標〉 研究発表を年間31件以上</p> <p>〈その他の指標〉 療護施設の設置・運営に関する取り組み</p> <p>〈評価の視点〉 療護センターで得られた知見の普及、在宅看護に向けた援助等が計画に則って適切になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 療護施設の確実かつ効果的な周知のため、毎年度、以下の取組を実施した。 1)各療護施設の事務職員及びMSWが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施。 2)特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を実施。 3)被害者家族団体の総会及び学習会等に出席し、療護施設の周知を実施。 4)主管支所等では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を実施。</p> <p>療護センターで得られた知見・成果の普及と在宅介護者等への支援として、以下の取組を実施した。 1)療護施設の知見・成果の活用等 ・日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、平成27年度末までの4ヶ年で135件と年間31件を上回る研究発表を行った。 ・毎年度各療護センターにおいて、療護センターの看護ケアの実習、家族への対応等を内容とする短期入院協力病院のスタッフへの実務研修を実施した。 ・中部療護センターに開設した「連携大学院」において研究指導等を行うとともに、各年度日本意識障害学会等の場において、研究成果の発表を実施。 2)在宅介護者等に対する支援等 ・在宅介護への移行をスムーズに行うためには、より効果的に機能回復を行うためのリハビリが重要であることから、在宅介護に向けた効果的な訓練が可能となる浴室セットや歩行者訓練用階段等のリハビリ機器を平成28年度に導入する予定。 ・在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、MSWが患者家族等の在宅看護に関する相談や問い合わせに常時対応。 ・機関誌「ほほえみ」に在宅看護等に関する情報を適宜掲載したほか、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を作成。機関誌「ほほえみ」のH26年夏号に同封し、介護料受給者、被害者団体へ送付したほかNASVAホームページにおいても閲覧可能とした。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 各療護施設の事務職員及びMSWや各主管支所等により、救命救急センター等の病院、損保会社等へ周知徹底を図っているほか、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進を図るべく、年間31件以上の研究発表を行うとともに、在宅介護者への新たな支援として療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVDを制作し広く普及を図っているほか、在宅介護移行への支援に係るリハビリ機器の導入等の平成28年度における取組も着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>
4. その他参考情報				

1-1-4-1 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評定調書 (I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.14	2. (3)①～⑤	介護料の支給等①～⑤	
		当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)	
当該項目の重要度、難易度	重要度:高 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。 難易度:高 限られた体制の中にあつて、安全指導業務の効率化を図りながら充実強化を進める業務であるため。		

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
①主要なアウトプット(アウトカム)情報													
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
介護料支給実績 受給者数、支給額	—	4,758人 3,054百万円	4,796人 3,084百万円	4,789人 3,076百万円	4,784人 3,039百万円	4,777人 3,041百万円	4,723人 3,240百万円 (予算額)	予算額(千円)	—	—	—	—	—
訪問支援実績 実施率、人数	前年度末介護料受給 資格者数に対する訪 問支援実施割合55% 以上	40.6% 1,866人	46.3% 2,139人	49.5% 2,296人	55.2% 2,577人	60.6% 2,781人	前年度実績 以上	決算額(千円) 注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,265,187
短期入院・入所費用助成支 給者数及び支給額	—	756人 40百万円	972人 53百万円	1,043人 61百万円	1,091人 58百万円	1,182人 69百万円	112百万円 (予算額)	経常費用(千円) 注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,349,868
介護支援効果に関する 評価度	中期目標期間の年度 毎に4.0以上	4.23	4.33	4.39	4.40	4.45	4.0以上	経常利益(千円) 注1～注3	△159	74	43	2,386	0
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む)を記載。
 注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.14 介護料の支給等①～⑤

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>①重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。</p> <p>②国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。</p> <p>③重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。</p>	<p>①重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター(被害者支援専門員)の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。</p> <p>②国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院(以下「協力病院」という。)等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。</p> <p>③重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。</p> <p>④以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価値について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 訪問支援実施率60%以上。介護支援効果に関する評価度4.0以上。</p> <p>〈その他の指標〉 ・介護料支給、訪問支援の充実。 ・短期協力病院等の利用促進、円滑な運用。 ・交流会の開催、機関誌の活用等による相互の情報交換等の支援。</p> <p>〈評価の視点〉 訪問支援が定量的指標を達成しているか。効果的な訪問支援に向けた取組が計画に則り適切になされているか。短期協力病院等の利用促進が計画に則り適切になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 重度後遺障害者への介護料支給、訪問支援の充実強化等、効果的な被害者救済に向け、以下の取組を実施した。</p> <p>1)介護料の支給等 ・障害の程度、介護の状況等に応じ、毎年度約4,800人の重度後遺障害者に対し介護料を支給した。 ・また、受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の拡大を図るなどの措置を実施した。</p> <p>2)訪問支援の充実・強化 ・平成26年10月より、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と定め、全支所における被害者援護業務の実施体制を強化した。 ・同時に組織規程等を改正し、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、本部被害者援護部に企画調整グループを新設した。 ・こうした体制強化により、前中期目標期間の最終年度では40.6%であった訪問支援の実施割合が大きく向上し、すでに平成27年度において60.6%を達成した。 ・さらに、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援の結果を本部、主管支所及び支所で共有することにより、訪問支援の一層の質の向上を図った。</p> <p>3)コーディネーター(被害者支援専門員)の養成、被害者援護担当職員の資質向上のための研修 ・被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を各年度実施した。 ・コーディネーター候補者に対しては、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援を実施するため、療養センターにおいて数週間の長期間実技研修を実施した。 ・コーディネーターの配置については、平成24年度までに全9主管支所に配置したほか、東京、名古屋、大阪の各主管支所には、平成25年度から平成26年度にかけて、更に1名ずつを配置し体制の強化を図った。 (コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援率及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。)</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:A 毎年度、介護料の適切な支給を行うとともに、介護料支給対象品目の拡大を図るといった受給者等のニーズを踏まえた対応を実施した。 また、訪問支援の充実強化に向け、「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)の開始のほか、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務担当に指定、本部被害者援護部への企画調整グループの新設、被害者援護業務の牽引となるコーディネーターの養成・適正配置といった体制整備を図ったほか、情報端末の活用や訪問支援結果の情報共有等、訪問支援の一層の質の向上も図り、すでに平成27年度において訪問支援実施割合60%以上を達成したほか、悩みの解消や相互の情報交換の場として、毎年度、各支所単位で受給者等の交流会を開催している。 また、短期入院協力病院等の利用促進に向け費用の助成を行うとともに、協力病院等への訪問や交流により、受入条件や環境を把握し、これら情報を受給者等へ提供する等、受給者等と協力病院等をつなぐ役割を果たしている。 さらに、ナスバの被害者援護業務の一層の周知に向け、日本損害保険協会、日本福祉用具供給協会のほか、警察庁に対しても介護料制度を中心としたナスバの被害者援護業務についての周知・広報依頼を行い、重度後遺障害者となった被害者に対し介護料を始めとする被害者援護制度の情報を早々に伝えられることが期待される等、早期の被害者救済促進の仕組みを構築した。 平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る取組も見受けられるものと判断しA評価とするものである。</p>

No.14 介護料の支給等①～⑤

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>4) 早期の被害者救済促進に向けた新たな被害者援護業務の周知活動</p> <p>① 日本損害保険協会を通じた周知活動 ・日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施した。 ・その結果、同協会が実施する医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で、介護料制度を中心とした被害者援護業務について取り上げられ、今後も継続的に実施することとしている。</p> <p>② 日本福祉用具供給協会を通じた周知活動 ・介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力により、27年10月7日から9日の間に東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務のパンフレットを設置した。</p> <p>③ 警察庁を通じた広報・協力依頼 ・交通事故の被害者と最初に接する機会が多い警察官に対して、NASVAの被害者援護業務について理解と協力を求めることが効果的な制度の周知・広報につながることから、警察庁を通じて各都道府県警察に対して、NASVAの被害者援護業務についての周知・広報についての協力依頼を実施した。</p> <p>5) 重度後遺障害者の置かれた実態を伝える講義等の実施 自動車事故被害者における後遺障害の実態や事故撲滅への願いを広く伝えることにより事故の撲滅を目指す新たな取組を実施した。</p> <p>① 市原刑務所において、被害者が重度後遺障害を負った事犯の受刑者に対し、被害者やその家族の実情について講義。</p> <p>② 警察庁等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」において、パネリストとして参加し、ナスバの被害者支援の取組状況について説明。</p> <p>③ 大手運送会社の管理者研修において、自動車事故被害者の実情について講義。</p> <p>また、これらの取組結果を訪問支援の際や「ほほえみ」への掲載により被害者の方々へフィードバックし好評を得ている。</p> <p>短期入院協力病院の一層の利用促進に向け、以下の取組を実施した。</p> <p>① 短期入院・入所費用に係る助成 ・受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、患者移送費、ヘルパー等費用、室</p>	

No.14 介護料の支給等①～⑤

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>料差額及び食事負担額に係る費用を助成した。</p> <p>②意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催。情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を実施した。 ・さらに、協力病院等への訪問や交流会を通じて、患者等の受入条件・環境(個室の有無、看護体制等)等を把握し、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供し、受給者等と協力病院等との間をつなぐことで協力病院等の利用を促進した。 ・また、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会により、協力病院等の利用促進や被害者等ニーズにあった被害者救済対策を継続的に検討した。 <p>重度後遺障害者及びその家族等における相互の情報交換や交流を通じた支援のため、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場を設けて、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を各支所単位で毎年度開催した。 2) また、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て、講習会・勉強会等を交流会と同時に開催したり、機関誌「ほほえみ」の活用等により、協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行うとともに、訪問支援を通じて受給者等の災害時の安否確認のために、緊急連絡先の把握を行うなど、ニーズに即した支援の充実を図った。 3) さらに、被害者側のニーズを的確に把握するため、平成26年6月から9月にかけて、全国を8ブロックに分け、関係被害者団体との意見交換会を実施した。 <p>以下のとおり、毎年度4.0以上の評価を得ている。</p> <p>【各年度評価度】</p> <p>平成24年度 4.33 平成25年度 4.39 平成26年度 4.40 平成27年度 4.45</p>	

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評価調書(Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.15	2. (4)①、②	交通遺児等への生活資金の貸付①、②	
		当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)	
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		
交通遺児等貸付実績 人数、貸付額	—	426人 103百万円	366人 89百万円	301人 73百万円	253人 62百万円	212人 48百万円	53百万円 (予算額)	予算額(千円)	
新規貸付人数 (上記内数)	—	39人	46人	32人	41人	23人	減少見込み	決算額(千円) 注1～注3	
「友の会の集い」参加人数	—	615人	907人	794人	757人	722人	減少見込み	経常費用(千円) 注1～注3	
交通遺児への精神的支援 に関する評価度	中期目標期間の年度 毎に4.0以上	4.51	4.57	4.58	4.63	4.66	4.0以上	経常利益(千円) 注1～注3	
								行政サービス 実施コスト(千円)	
								従事人員数 注4	

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「貸付業務」の実績額(貸付業務全体の実績額)を記載。
 注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.15 交通遺児等への生活資金の貸付①、②

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。	<p>①交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。 また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>②①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 精神的支援に関する評価度4.0以上。</p> <p>〈その他の指標〉 ・生活資金の貸付、友の会の集いや交流会の効果的な実施など、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援の強化。</p> <p>〈評価の視点〉 生活資金の貸付を始め、交通遺児等への精神的支援が効果的に実施されているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 交通遺児等への生活資金の貸付のほか、効果的な精神支援のため、以下の取組を実施した。 1)交通遺児等に対し、経済的支援を目的とした無利子貸付を毎年度行った。 2)交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。 ・被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」「保護者交流会」を毎年全支所において実施。また、多くの支所では被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的に1泊2日の行程で実施。 ・交通遺児等の創作活動を通じた健全育成を目的とした「友の会コンテスト」(年度毎に絵画、書道、写真により実施)を実施。毎年度、本部及び各主管支所等において表彰式を開催。 ・企業・団体に対し支援を要請し、毎年度多くの友の会会員が企業等主催のイベント等(自然教室、サッカー観戦、野球観戦等)に招待された。</p> <p>以下のとおり、毎年度4.0以上の評価を得ている。</p> <p>【各年度評価度】 平成24年度 4.57 平成25年度 4.58 平成26年度 4.63 平成27年度 4.66</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B 交通遺児家族等の交流促進による健全育成に向けた取組みを的確に実施し、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法人 中期期間見込み評価 項目別評価調査(Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.16) 2. (5)①～④	自動車事故被害者等への情報提供・相談対応①～④		
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
交通事故被害者ホットライン 利用実績(受付件数)	—	2,745件	3,081件	3,157件	3,234件	2,997件	同程度	予算額(千円)	—	—	—	—	—
在宅介護相談窓口 利用実績(相談件数)	—	—	2,378件	2,126件	1,623件	1,714件	同程度	決算額(千円) 注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,265,187
								経常費用(千円) 注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,349,868
								経常利益(千円) 注1～注3	△ 159	74	43	2,386	0
								行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
								従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1) 当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む)を記載。
 注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3) 平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.16自動車事故被害者等への情報提供・相談対応①～④

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。	<p>自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p> <p>さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> 自動車事故被害者等への情報提供や相談対応の的確な実施。</p> <p><評価の視点> ニーズに応じた相談対応等が適切になされているか。</p>	<p><主要な業務実績> 自動車事故被害者等への的確な情報提供のため、毎年度、以下の取組を実施した。</p> <p>1)「NASVA交通事故被害者ホットライン」利用向上のための取組み ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「ナスバギャラリーIN東京」、「交通安全。アクション2015」ほか政府主催のシンポジウム等の集客イベントの場で配布した。 ・ホットラインのアウトバウンド業務により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知した。 ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知した。</p> <p>2)情報案内サービスに従事する者(オペレーター)が的確に情報提供ができるよう、以下の取組を実施した。 ・脳外傷被害者団体等から講師を招き、家族の心理、カウンセリングの重要性などの講義を実施した。 ・交通事故相談室、ADRセンター、療護センターなどを訪問させ、相談業務担当者との意見交換を行い、他の相談機関の対処方法などを習得させた。</p> <p>3)家庭相談員制度の改正 ・交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれていた家庭相談員について、相談対応等の一層の資質向上を図るため、訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせた。 ・各主管支所において、被害者援護員に相談業務に必要な知識付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、ナスバ被害者支援制度の周知策等について討議を実施した。</p> <p>4)介護に関する相談窓口における相談支援の実施 ・各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して毎年度約2千件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の情報を提供した。 ・主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」等。</p> <p>5)被害者援護に係る各種情報発信 ・機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、相談対応等の一層の資質向上を図るため、家庭相談員を訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせたほか、国交省と連携した親なき後問題に関する情報提供やといった新たな取組も開始している。 さらに、市原刑務所の受刑者に対する重度後遺障害者の置かれた実態に関する講義の実施等、事故の撲滅を目指すとともに、被害者の思いを代弁するナスバならではの新たな被害者支援策を確立させているほか、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

No.16自動車事故被害者等への情報提供・相談対応①～④

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>対象に配布。特集記事としてナスバ被害者援護業務の取組のほか、東日本大震災を教訓とした今後の備えとして「避難行動要支援者支援制度」の紹介、自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載した。</p> <p>・国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に親なき後問題に関する情報を新たに掲載した。</p> <p>6) 重度後遺障害者の置かれた実態を伝える講義等の実施</p> <p>自動車事故被害者における後遺障害の実態や事故撲滅への願いを広く伝えることにより事故の撲滅を目指す新たな取組を実施した。</p> <p>①市原刑務所において、被害者が重度後遺障害を負った事犯の受刑者に対し、被害者やその家族の実情について講義。</p> <p>②警察庁等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」において、パネリストとして参加し、ナスバの被害者支援の取組状況について説明。</p> <p>③大手運送会社の管理者研修において、自動車事故被害者の実情について講義。</p> <p>また、これらの取組結果を訪問支援の際や「ほほえみ」への掲載により被害者の方々へフィードバックし好評を得ている。</p>	

4. その他参考情報

No.17 自動車アセスメント情報提供業務①、③

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>①国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。</p> <p>②車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>③車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>①「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。</p> <p>②効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>④②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用率・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにすること。 ユーザーの満足度4.0以上。</p> <p>〈その他の指標〉 公正でわかりやすい情報提供による自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上。</p> <p>〈評価の視点〉 自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報提供の整備が計画に則って的確になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 自動車アセスメント事業の更なる充実を図るため、本部に自動車アセスメント部を設置するとともに、各主管支所等の事務に「自動車アセスメントの周知宣伝に関すること」を明文化し自動車アセスメント広報業務を追加し、自動車アセスメント事業を効率的に実施する体制を構築した。</p> <p>効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、衝突安全性能評価においては、最高得点が180点台を大きく超えて推移しており、また、平成26年度から新たに開始した予防安全性能評価においては、27年度末時点で延べ80車種の試験を実施し、試験導入2年目において満点を獲得した車種の割合が26年度の16.2%から27年度には34.9%と2倍を超えている。</p> <p>さらに、衝突安全性能について、後継車種の評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値を上回っているほか、これまでの評価において、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグの装備が新たに後継車種で装備されるようになったこと、評価が低かった車種がその後の設計変更により高い評価を得たこと、軽自動車及び外国産車で初めてファイブスターを獲得といった結果が見受けられ、各自動車メーカーの安全な車の開発意識が確実に高まっている状況に至った。</p> <p>4.0以上の評価を毎年度得た。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B 閣議決定の趣旨を踏まえ、業務の充実強化に向け、本部及び各主管支所等の体制強化を図った。 また、後継車種の評価指標が旧車種の平均値を上回り、軽自動車及び外国産車で初めてのファイブスターを獲得、衝突安全性能評価試験の平均得点が高い水準で推移している等、効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、各自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が数値的に反映されており、平成28年度においても計画を着実に実施しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

No.18自動車アセスメント情報提供業務②、⑦

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>①国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。</p> <p>②車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>③車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>②パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。</p> <p>⑦業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 公正でわかりやすい情報提供による自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上。</p> <p>〈評価の視点〉 ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報提供の整備が計画に則って的確にされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 利用しやすい、わかりやすい情報提供をこれまで以上に行うため、以下の取組を実施した。</p> <p>1)パンフレット、ホームページの改善等 ・平成26年度から開始した予防安全性能評価について、一定以上の性能を有する予防安全装置を備える車種であることがわかるように、評価車種に対して付与するロゴマークを作成した。 ・予防安全装置(衝突被害軽減制御装置[対車両]、車線逸脱警報装置、後方視界情報提供装置)を備えた車種に対する評価結果の公表にあたっては、ユーザーが各装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを掲載するとともに評価結果をわかりやすく表した「予防安全性能評価」パンフレットを作成した。 ・パンフレットについては、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直したほか、安全な自動車を選ぶことの重要性を認識してもらえよう、新たに「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫を施した。 ・パンフレットよりもさらに容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、自動車アセスメントのホームページのQRコードを記載したチラシを新たに作成し、各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で配布した。 ・評価結果をできるだけ早くユーザーに伝えることができるように、評価結果の公表を試験終了直後としたことにより、各車種の評価結果が随時公表され、ホームページのアクセス件数が飛躍的に増加した。</p> <p>2)発表会等の開催による広報活動 ・自動車アセスメント結果発表会を二子玉川駅前「ガレリア」や東京国際フォーラムで毎年度開催し、メディア関係者に対し試験結果を公表するとともに「JNCAPファイブスター賞」を授与した。 ・地方におけるアセスメント事業の周知を目的として、平成26年度以降、前期の結果発表会を福岡県(JR博多駅前)や京都府(JR京都駅前)にて開催した。 ・平成26年度に予防安全性能評価の結果を初めて発表する際に、衝突被害軽減制御装置(AEBS)[対車両]性能試験のデモンストレーションをメディア関係者に対して公開するとともに、自動車メーカー6社6車種による同装置装備車両の試乗を実施した。 ・アセスメント結果発表会におけるアンケート回答者から抽選により当選した10組のユーザーをアセスメント</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:A ナスバの全国組織を活用しアセスメント事業を全国で普及させるため、アセスメント試験車両の展示、安全性の高いチャイルドシートの取り付け体験等による広報活動を全国各地の主管支所等において実施したほか、これまで都内で行っていたアセスメント結果発表会(平成26年度及び平成27年度の前期)についても地方で開催し、また、自動車運送業界に対するアセスメントの情報発信といった取り組みも開始した。試験公開や試乗といった新たな手法による結果公表を実施することにより、より多くのユーザーへ自動車アセスメントの広報を行った。 さらに、ナスバならではの取り組みとして、自動車アセスメントの広報活動と交通事故被害者との交流会を同時開催し、交通事故被害者の方々に自動車アセスメントの取組を紹介することで、被害者の方が自ら自動車アセスメントの重要性を発信するというように繋がったことは、自動車アセスメントに非常に大きな効果をもたらすものである。 また、パンフレットやホームページについても、見やすさだけでなく、より効果的なものとなるように改善するとともに、容易に自動車アセスメント情報に触れていたため、チラシの配布を開始するなど、より多くのユーザーがアセスメント情報に触れる機会を向上させている。 これらの取組により、ホームページのアクセス数、広報活動の報道件数、パンフレットの配布数が大幅に増加するなど、自動車アセスメントに対するユーザーの認知度が大きく向上した。 平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る取組も見受けられるものと判断しA評定とするものである。</p>

No.18自動車アセスメント情報提供業務②、⑦

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>ント試験見学会に招待した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突時の乗員傷害簡易モデルの研究を行っている「東京都市大学工学部」、衝突時のデータ解析手法等の研究を行っている「芝浦工業大学工学部」の学生に対して、自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を見学する機会を提供した。 ・タクシーへの安全な自動車の導入促進の観点から、「東京ハイヤー・タクシー協会」関係者に対して自動車アセスメントの概要説明とともに衝突試験を見る機会を提供した。 <p>3)全国組織を活用した各地での広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国組織を活用してアセスメント事業を全国津々浦々で普及させるため、全国の主管支所等が中心となり、アセスメント試験車両の展示、安全性の高いチャイルドシートの取り付け体験等による広報活動を北海道から九州までの各方面において平成26年度から順次実施した。全国におけるアセスメント試験車両の展示等による広報活動は、平成26年度においては11回の開催であったところ、平成27年度には31回開催した。 ・交通事故被害者の方々に自動車アセスメントを知ってもらうため、各地での広報活動において交通事故被害者との交流会を同時開催し、これ以上交通事故被害者を増やさないために、自動車アセスメント事業がより安全な自動車の普及に取り組んでいることを紹介した。これにより、被害者の方が自ら自動車アセスメントの重要性を発信するということにも繋がった。 ・また、自動車アセスメント結果発表会、モーターショー、地方における試験車両展示による広報活動において、絵画や写真等の交通事故被害者等の創作作品を展示し、ナスバの被害者援護業務の取り組みを広くアピールした。 <p>4)講演による広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県自動車事故防止セミナー」、「石川県交通安全県民大会」や広島工業大学、岡山理科大学、慶應大学などの特別講義において自動車アセスメントの取り組みに関する講演を行った。 <p>以上の取り組みにより、ホームページのアクセス件数が平成26年度以降40万回を大きく超える高い水準で推移。また、全国での試験車両展示等による広</p>	

No.18自動車アセスメント情報提供業務②、⑦

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			<p>報活動の報道実績が26年度58件であったところ、27年度には160件と大きく向上したほか、さらにパンフレット等の配布数も26年度には75万部であったところ、各方面から多くの要望を受け、27年度には過去最高の約190万部と大きく向上。</p> <p>【HPアクセス数】 H25年度 352,711回 H26年度 452,173回 H27年度 443,862回</p> <p>毎年度、業務実績についてタスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。</p>	

4. その他参考情報

--

1-1-4-1 中期目標管理法人 中期期間見込み評価 項目別評定調書(Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.18) 2. (6)④～⑥	自動車アセスメント情報提供業務④～⑥		
		当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)	
当該項目の重要度、難易度	重要度:高 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。 難易度:高 限られた体制の中において、安全指導業務の効率化を図りながら充実強化を進めるとともに、国内の事故実態及び海外のアセスメント業務の動向を踏まえて、学識経験者、自動車メーカー、国内外の関係機関等の多くの関係者との連携を図りつつ行う業務であるため。		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	
-	-	-	-	-	-	-	-		予算額(千円)	-	-	-	-	-
									決算額(千円) 注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,265,187
									経常費用(千円) 注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,349,868
									経常利益(千円) 注1～注3	△ 159	74	43	2,386	0
									行政サービス 実施コスト(千円)	-	-	-	-	-
									従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1)当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む)を記載。
 注2)決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3)平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4)従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.19自動車アセスメント情報提供業務⑤、⑥

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>①国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。</p> <p>②車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>③車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>⑤衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。</p> <p>⑥専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立ちます。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし。</p> <p>〈その他の指標〉 ・アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法を改善。 ・海外機関との情報交換等による試験開発能力の向上。 ・タスクフォースによる外部評価の実施、その結果公表</p> <p>〈評価の視点〉 予防安全技術試験に係る新たな評価の導入が計画に則って的確に進められているか。海外アセスメント機関との連携等が適切に行われているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 ○事故実態を踏まえた衝突安全性能試験・評価方法の見直し等 ・事故実態を反映した適切な評価を行うため、衝突時の歩行者保護性能試験について、試験速度及び評価基準見直しに向けた調査研究を行い、変更を行ったほか、衝突時の乗員保護性能評価についても、高齢者を考慮した評価方法とするための調査研究を行い、変更を行うなど、事故実態を踏まえた事故防止効果の改善のための取組を行った。</p> <p>○予防安全性能評価の実施・拡充 ・予防安全性能評価の開始に向けた調査研究を実施することにより、平成26年度から衝突被害軽減ブレーキ試験(AEBS)[対車両]及び車線逸脱警報装置(LDWS)による予防安全性能評価試験を開始した。 ・平成26年度には後方視界情報提供装置の試験導入に向けた調査研究を実施し、平成27年度から評価試験を開始した。 ・衝突被害軽減ブレーキ試験[対歩行者]を導入するための基礎調査を平成26年度から実施し、平成28年度から評価試験を開始した。 ・また、平成28年度には、平成29年度からの車線逸脱防止装置の評価導入に向けた調査研究を実施し、さらに、夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキについて、平成30年からの評価開始に向けた調査研究を実施する。</p> <p>毎年国際会議等の場において、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報交換を実施した。</p> <p>こうした結果、特に衝突被害軽減ブレーキ試験(AEBS)[対車両]及び車線逸脱警報装置(LDWS)の評価試験について、試験方法の作成の検討において、既に評価が開始されていた欧米の知見を活用することができたほか、後方視界情報提供装置について、試験方法及び評価方法を作成する際に米豪の取組を参考としたことにより、我が国における同試験方法及び評価方法の前倒しでの確立に繋がった。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 交通事故被害の軽減の観点から実施している衝突安全性能評価について、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを実施した。 また、より安全性能の高い予防安全技術の普及を図るため、調査研究により評価方法を策定し、評価を開始した。 さらに、後方視界情報提供装置、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキに対する評価を導入するための調査研究を実施し、評価を開始するなど、事故実態と安全技術の進展を踏まえつつ着実に効果のある安全装置に対する評価項目の導入を行った。 なお、後方視界情報提供装置の評価については、年度計画で定めた調査研究にとまらず、試験方法及び評価方法までを前倒しで確立し、評価を開始した。 一方、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的・円滑な情報交換に努め、良好な関係を築いており、その結果が予防安全性能評価の円滑な開始に結びついている。</p> <p>以上のとおり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評価調査 (I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.20	2. (7)	自動車事故対策に関する広報活動	
			当該事業実施に係る根拠 (個別条文など)
当該項目の重要度、難易度		—	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
ナスバHPアクセス件数	—	217万件	221万件	212万件	234万件	299万件	同程度

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
予算額(千円)	—	—	—	—	—
決算額(千円) 注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,265,187
経常費用(千円) 注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,349,868
経常利益(千円) 注1～注3	△ 159	74	43	2,386	0
行政サービス 実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
従事人員数 注4	309	309	309	309	309

注1) 当機構財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額(介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む)を記載。
 注2) 決算額は支出額(業務費)を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 注3) 平成28年度については、平成28年度予算額を上記注1)、注2)と同様に切り分けたもの。
 注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

No.20 自動車事故対策に関する広報活動

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。</p>	<p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 全国組織を活用した自動車損害賠償保障制度及び機構業務の効果的広報活動。</p> <p>〈評価の視点〉 効果的な広報活動が適切になされているか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施した。 主な取組は以下のとおり。 ・「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時(観客約3万人)時に、同球場内にナスバースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映。 ・全国交通安全運動の一環として、交通安全フェア等各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。 ・自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵や写真等の作品を支所事務所内に展示する「NASVAギャラリー」の設置増加を図るとともに、支所外での展示を東京メトロの駅構内にて行い、被害者支援の情報を発信。 ・NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関等に広く配布するとともに、英訳版パンフレットを新たに作成し、各国NCAPとの会合等において有効活用。 ・NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速データの追加・更新を実施。 ・より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるよう、ホームページの改修を実施し、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適に画面を表示させる仕様を採用する等、機能やデザインに配慮してホームページを改善。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定:B 毎年度、交通安全フェア等の各種イベントの活用を始め、プロ野球スタジアムや地下鉄駅構内における情報発信等、安全指導、被害者援護、自動車アセスメントと多様な業務を担うナスバならではの幅広い広報活動に取り組んでおり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>
4. その他参考情報				

1-1-4-2 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評定調書(Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.21) 3	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.21 予算、収支計画及び資金計画

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の策定、計画に沿った適正な予算執行等。</p> <p>〈評価の視点〉 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の策定、計画に沿った適正な予算執行等がなされているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 ・中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図り適正に予算執行した。 ・運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算執行を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評定調書(IV. その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.22) 7.(1)	業務運営に関する重要事項 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

No.22 施設及び設備に関する計画

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。</p>	<p>千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 中期計画に基づく年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿った整備状況。</p> <p>〈評価の視点〉 中期計画に基づく年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿って整備されているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 計画に基づき、以下のとおり、施設・設備の整備を順次行った。</p> <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北療護センター コンピューター断層撮影装置(CT)の更新 ・中部療護センター 核医学画像診断装置(SPECT(RI))の更新 サイクロtron電源及び制御機器の更新 <p>(平成25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉療護センター 患者情報システムの整備 ・東北療護センター、岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ ・中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステムの更新 <p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山療護センター コンピューター断層撮影装置(CT)更新 X線画像診断装置更新 ・中部療護センター 脳磁図計(MEG)棟建設 <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部療護センター 脳磁図計(MEG)新設 X線撮影装置更新 ・千葉療護センター、岡山療護センター 生化学自動分析装置更新 ・千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 ・東北療護センター 人工呼吸器更新 <p>(平成28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置(PET-CT)更新 超音波診断装置更新 ・東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新 ・岡山療護センター 免疫発光測定装置更新 ・中部療護センター FDG合成装置更新 	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 中期計画に基づく設備等について、各年度の計画どおり仕様に沿って整備し、適切に執行しており、平成28年度においても計画を着実に実施している見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

--

1-1-4-2 中期目標管理法 中期期間見込み評価 項目別評定調書(IV. その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.23) 7. (2)	業務運営に関する重要事項 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値等	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
給与水準の適性化	平成28年度までに対国家公務員給与水準の指数(ラスパイレス指数)を100.0以下に引き下げ	105.1	104.5	104.9	103.8	103.2	100.0以下	—

No.23 人事に関する計画

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績に係る見込み自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。</p> <p>特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 給与水準の適正化。総人件費削減の取組。</p> <p>〈評価の視点〉 給与水準の適正化に取り組んでいるか。総人件費削減が図られているか。</p>	<p>〈主な業務実績〉 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組む、その取組状況等を公表するとともに、新規職員の積極的な採用により職員の新陳代謝を図り、ラスパイレズ指数を100.0以下に引き下げるための取組を実施した。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを実施した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 評定：B 毎年度、政府における総人件費削減の取組により踏まえた見直しを行うとともに、新規職員の採用により職員の新陳代謝を図り、給与水準の見直しを図っており、平成28年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

4. その他参考情報

--